

## 第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本方針

歴史的風致形成建造物の維持、管理は、周囲の景観への影響や個々の建造物を考慮して適切に行うものとする。また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。

歴史的風致形成建造物の修理については、外観の維持・保存を基本とする。建造物を維持・保存するための修理等については、外観の変更を伴わない部分的改修や、建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観に影響を及ぼさない範囲で活用のために必要な改造を認めるものとする。なお、道路から通常望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については歴史性や地域の伝統的な様式を充分検討する必要がある。また、国登録有形文化財、景観重要建造物及び京都市市街地景観整備条例に基づき指定等を受けた歴史的風致形成建造物においても同様とする。

京都府及び京都市文化財保護条例に基づく登録・指定を受けた歴史的風致形成建造物の修理については、建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

指定範囲に含まれる、京都府、または京都市文化財保護条例に基づく指定文化財記念物名勝または国登録記念物（名勝関係）については、庭園樹の剪定、園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

### 2 届出を要しない行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行例第3条第1号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の届出をして行う行為
- (2) 京都府文化財保護条例第7条第1項に基づく京都府指定有形文化財で、同条例第21条第1項の許可を受け行う行為
- (3) 京都府文化財保護条例第52条第1項に基づく京都府登録文化財で、京都府登録文化財に関する規則第26条第1項の届出をして行う行為
- (4) 京都市文化財保護条例第6条第1項に基づく京都市指定有形文化財で、同条例第18条第1項の許可を受け行う行為
- (5) 京都市文化財保護条例第41条第1項に基づく京都市登録文化財で、京都市文化財保護条例施行規則第24条第1項の届出をして行う行為
- (6) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法の適用を受け、同法第22条第1項の許可を受け行う行為